

都道府県研修の効果的な実施に向けて



ともに生きる社会
かながわ憲章

KANAGAWA CHARTER for an Inclusive Society



神奈川県 福祉子どもみらい局
福祉部障害福祉課

自治体職員コースの流れ（午前）

- 9:10～9:45 話題提供①
神奈川県相談支援体制整備について
- 9:45～10:45 グループワーク①
- 10:45～10:55 休憩（10分）
- 10:55～11:15 話題提供②
新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた研修
の開催方法について
- 11:15～12:00 グループワーク②
- 12:00～13:00 昼休憩（60分）

自治体職員コースの流れ（午後）

- 13:00～13:10 話題提供③－1
神奈川県各市町村相談支援体制構築への取り組み
- 13:10～13:40 話題提供③－2
市町村の相談支援体制構築に向けた都道府県の役割について
- 13:40～14:40 グループワーク③
各都道府県の取組状況及び今後の展望
- 14:40～15:00 総括

話題提供①

神奈川県の相談支援体制構築に向けた取り組み

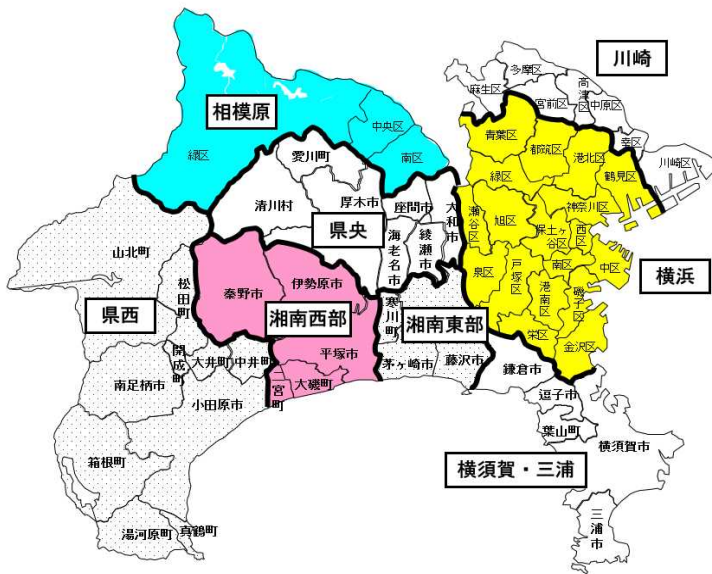


ともに生きる社会
かながわ憲章

KANAGAWA CHARTER for an Inclusive Society

話題提供①（圏域ネットワーク形成等事業）

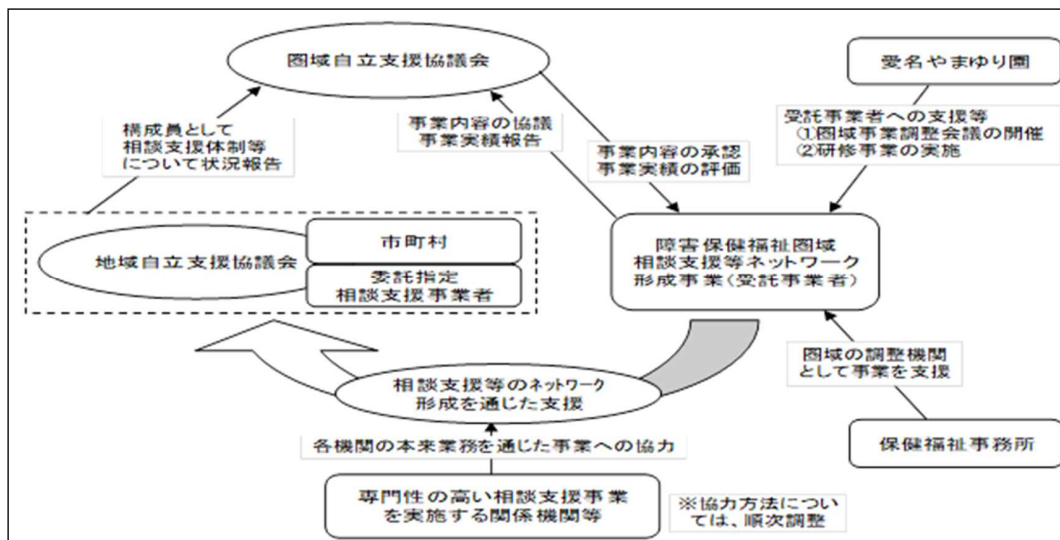
神奈川県 of 障がい保健福祉圏域（令和3年4月1日現在）



圏域	市町村
横 浜	横浜市
川 崎	川崎市
相 模 原	相模原市
横須賀・三浦	横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町
湘 南 東 部	藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町
湘 南 西 部	平塚市、秦野市、伊勢原市、大磯町、二宮町
県 央	厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町、清川村
県 西	小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町

話題提供①（圏域ネットワーク形成等事業）

障害保健福祉圏域ネットワーク形成等事業（H19～）



圏 域	法 人 名 (事 業 所 名)
横須賀・三浦	社会福祉法人海風会（地域支援センター）
湘南東部	特定非営利活動法人藤沢相談支援ネットワーク（えぼナビ）
湘南西部	社会福祉法人常成福祉会（丹沢自律生活センター総合相談室）
県 央	社会福祉法人唐池学園（相談センターゆいまーる）
県 西	社会福祉法人風祭の森（地域支援センターひまわり）

話題提供① (H30～R2年度事業)

相談支援事業所運営支援事業費補助金(H30～R2年度)

神奈川県
令和2年3月1日現在

相談支援事業所への
補助金のご案内

神奈川県では、相談支援体制の充実を図るため、常勤かつ専従の相談支援専門員を複数配置する事業所への補助を実施しています。

補助額	2名配置	月額 15,000円
	3名以上配置	月額 30,000円

申請期限 補助希望月の前月15日(必着)

補助開始月	申込締切日	
4月	← 3月15日	※ 令和元年度補助を受けていた事業者で令和2年度も受けたい場合は改めて申請が必要です
5月	← 4月15日	
⋮	⋮	

☆ 県内の事業所が対象です(政令市・中核市域も含まれます)

くわしくは、ホームページ『障害福祉情報サービスかながわ』掲載の「相談支援事業所運営支援事業費補助金交付要綱」や「FAQ」をご覧ください、該当の事業者様は是非申請をご検討ください。

登録日付: 2020/03/05

【掲載場所】
 障害福祉情報サービスかながわ ⇒ 書式ライブラリ
 ⇒ 1 神奈川県からのお知らせ ⇒ 1 神奈川県からのお知らせ

※ 予算を超過した時点で終了となります。令和3年度以降は未定です。

問合せ先 神奈川県福祉子どもみらい局福祉部障害福祉課
 電話 045(210)4713

話題提供① (H30年度～事業)

相談支援従事者プレ研修(H30年度～)

令和2年度 神奈川県相談支援従事者プレ研修カリキュラム

	日程及び場所	時 間	カリキュラム
1日目	<1コース> 日時:令和2年12月2日(水) 会場:平塚市教育会館 <2コース> 日時:令和2年12月9日(水) 会場:高相合同庁舎 <3コース> 日時:令和2年12月17日(木) 会場:小田原合同庁舎	13:00～13:15 (15分)	【オリエンテーション】 研修目的(全体目的の再確認と演習の目的) 研修運営に係る事務連絡等
		13:15～14:45 (90分)	【講義1】意思決定支援 概要/実践/プロセス
		14:45～15:00	休憩(15分)
		15:00～16:45 (105分)	【講義2】相談支援・ケアマネジメント概論 ・相談支援、ケアマネジメントプロセスの実践的活用
		16:45～17:00 (15分)	事務連絡
2日目	<1コース> 日時:令和2年12月3日(木) 会場:平塚市教育会館 <2コース> 日時:令和2年12月10日(木) 会場:高相合同庁舎 <3コース> 日時:令和2年12月18日(金) 会場:小田原合同庁舎	10:00～10:10 (10分)	【オリエンテーション】 研修運営に係る事務連絡等
		10:10～12:10 (120分)	【講義3】ケアマネジメントの実践 本人中心支援、ケアマネジメントプロセス及び実践技術
		12:10～13:10	休憩(60分)
		13:10～16:40 (210分)	【演習】ケアマネジメントの実践 本人中心支援、ケアマネジメントプロセス及び実践技術
		16:40～17:00 (20分)	事務連絡

※内容・時間等変更する場合があります。休憩等の詳細は当日のカリキュラムにて御案内します。

話題提供① (H30年度～事業)

相談支援体制充実強化事業(R1～R2年度)

○ 背景

～略～

本県の相談支援専門員の人数は、令和2年4月現在1,486人で、障がい当事者がサービス等利用計画案を作成するいわゆるセルフプラン率は、令和2年3月現在、障がい者42.6%、障がい児56.3%と全国で最も高い数値となっており、必要な方に十分なサービスが行き渡っていない実情があります。

更に、経験の浅い相談支援専門員が、支援困難事例に直面することで、限界を感じ、燃え尽きて離職することもあると承知しています。

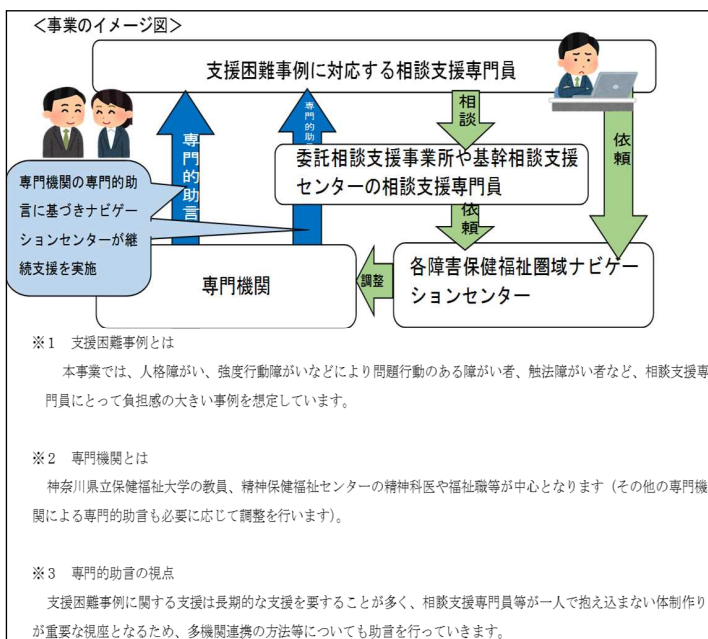
そこで県では、困難を抱える相談支援専門員の活動を支援するため、学識経験者や精神科医師のほか、経験豊富な相談支援専門員も加わって、当該事例に係る支援の方法などの助言を行う事例検討会を実施しました。

そして、同様に困難事例に直面している相談支援専門員の皆様にとって一助となるよう、この検討会の取組を事例集としてまとめました。

出典：2021.3「支援困難事例に関する対応事例集」1P

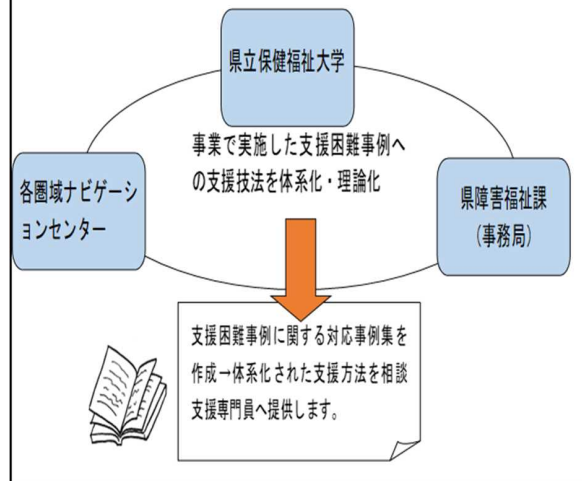
話題提供① (R1～2年度事業)

相談支援体制充実強化事業(R1～R2年度)



○支援困難事例の対応事例集の作成

県立保健福祉大学を中心に圏域ナビゲーションセンター及び県障害福祉課（事務局）が、専門的助言及び継続支援を通じて、支援困難事例への支援を体系化し、事例集を作成します（令和3年度に各相談支援事業所へ配布）。



話題提供① (R1～2年度事業)

相談支援体制充実強化事業(R1～R2年度)

目次	
I はじめに.....	1
II 事例	
<多問題家族>	
事例1.....	5
診断はないが発達障がいの特性を色濃く持つシングルマザーが、発達障がいの診断のある3人の子どもを育てる中で、生じる様々な課題に対して家族全体の支援が必要となっている事例	
事例2.....	12
母親と娘が統合失調症を発症し、いつ再発するか分からない中、キーパーソン不在で緊急入院等の体制作りが早急に求められることになった事例	
事例3.....	19
通所していた事業所の不適切対応で虐待が認定され、一時的に通所先がなくなった本人が混乱し、家族に暴力を振るってしまった結果、これまで献身的に本人や母親を支えてきた妹が精神疾患を発症した事例	
事例4.....	26
行動障がいのある児童の母親の不安が強く、母親が周囲を振り回すことで、家族、支援者が疲弊している事例	
事例5.....	33
支援要求が頻繁で、家族の意見等にも影響を受けながらその内容も頻繁に変わるため、支援者が振り回され、疲弊してしまっている事例	
事例6.....	41
学校内でのトラブルをきっかけに、障がいのある子どもを親が家庭内で保護し続けた結果、不登校が長期化してしまった事例	
事例7.....	47
頻繁に自傷行為があるものの、場面緘黙があり自傷行為の背景が掴みにくく、家族からの協力が得にくい事例	
事例8.....	53
暴力を振るう父親から離れて生活することを希望するも、父親との共依存な関係や本人自身の就労先での盗難等の問題行動で、支援が何年間も先に進まない事例	
<精神疾患等>	
事例9.....	60
近隣への迷惑行為や精神症状の悪化から、精神科病院入院中にグループホームから退去を求められ、退院後の見通しが立たず、社会的入院を余儀なくされている事例	
事例10.....	67
過去の支援者とのトラブルから利用できる事業所が少なくなり、退院後の地域生活に不安がある事例	
事例11.....	74
対人関係に課題があり、感情の波が激しく攻撃的になり、利用者からの苦情も多く職員も日々の対応に苦慮している事例	
事例12.....	80
触法、精神疾患に加えて障がい福祉と介護保険の制度の狭間等の要因から退院後の地域での支援体制構築が困難となっている事例	
<強度行動障がい>	
事例13.....	86
通所先で他害行為が頻発しており、事業所が限界を感じている事例	
事例14.....	92
家族が本人の行動障がいの対応に限界を感じており、施設への入所を強く希望している事例	
III おわりに	
圏域ナビゲーションセンターから相談支援専門員の皆様へ.....	98
IV 参考資料	
「支援困難な人」の理解と具体的な支援.....	100
生活記録用紙(月間).....	108
クライシスプラン様式.....	109
基幹相談支援センター連絡先.....	110
委員名簿.....	111

話題提供① (H30年度～事業)

相談支援体制充実強化事業(R1～R2年度)

○ 事例集の活用方法

この事例集では、支援困難事例※1を「多問題家族」、「精神疾患等」、「強度行動障害」の3分野に分類しています。

また、一連の支援の流れを把握できるよう、「事例概要」→「課題」→「課題解決に向けた取組」→「参加した相談支援専門員等の感想」→「この事例から学ぶこと」の順で記載しています。

また、支援困難事例に向き合うための14のポイントにまとめ整理しました。この14のポイントは、相談支援専門員の皆様の実際の支援の中で適切な対応方法を考えるヒントになると思います。

※1 支援困難事例とは

本事業では、人格障がい、強度行動障がいなどにより問題行動のある障がい者、触法障がい者など、相談支援専門員にとって負担感が大きい事例としました。

出典:2021.3「支援困難事例に関する対応事例集」2P

話題提供①（R1～2年度事業）

相談支援体制充実強化事業（R1～R2年度）

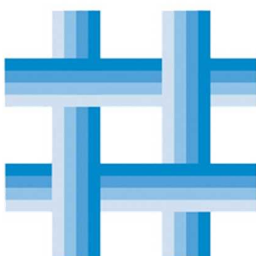
14. 支援者が感じる困難さに向き合う

- ① 「主語」を整理し、状況を把握する
- ② 個々の「ニーズ」を把握し、それぞれの「ニーズ」に向き合う
- ③ 情報を共有する
- ④ 負担を分かち合う
- ⑤ 協力者を増やす
- ⑥ 「場」を提供する
- ⑦ 「ライフストーリー」に触れ当事者理解を深める
- ⑧ 信頼関係を築く
- ⑨ 当事者の「特性」を理解した適切な対応
- ⑩ 「冰山モデル」を活用して問題行動の背景に目を向ける
- ⑪ 客観的な記録を活用する
- ⑫ 「良い時」の条件を探し、その条件を再現する
- ⑬ 「あたりまえ」にとらわれない
- ⑭ 目先の問題解決だけを求めない

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部障害福祉課
神奈川県ホームページ「相談支援体制の充実のために」
<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/yv4/20210406.html>

話題提供②

新型コロナウイルス感染症対策を 踏まえた研修の開催方法について



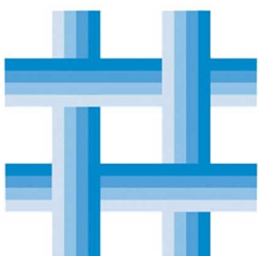
ともに生きる社会
かながわ憲章

KANAGAWA CHARTER for an Inclusive Society

新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた研修 の開催方法について意見交換の視点

- ① 令和2年度と令和3年度の研修の実施状況
- ② 開催の判断基準
- ③ オンライン講義の課題
- ④ その他

市町村の相談支援体制構築に向 けた都道府県の役割について



ともに生きる社会
かながわ憲章

KANAGAWA CHARTER for an Inclusive Society

話題提供③－1（本体報酬及び加算の取得状況）

指定状況	事業所数(神奈川県)
計画相談支援及び障害児相談支援	285
計画相談支援のみ	308
障害児相談支援のみ	14
合計	607
機能強化型サービス利用支援費	事業所数(全体の割合)
I	10(1.6%)
II	19(3.1%)
III	38(6.2%)
IV	14(2.3%)
合計	81(13.3%)
体制加算	事業所数(全体の割合)
主任相談支援専門員配置加算	13(2.1%)
行動障害支援体制加算	66(10.8%)
要医療児者支援体制加算	44(7.2%)
精神障害者支援体制加算	99(16.3%)

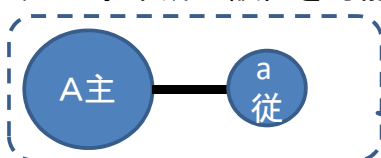
話題提供③－1（令和3年度報酬改定講義）

《従たる事業所及び複数事業所による協働体制の確保》

①従たる事業所の設置

人口の少ない地域においてもきめ細やかな相談窓口の設置を確保するため、サテライト事業所の設置を可能とする。

＜イメージ＞



主従で一体の事業所としてみなす(指定は主たる事業所所在市町村)

②複数事業所による協働体制

24時間の連絡体制、人員配置体制について、協働体制を確保する。

(要件:(1)～(4)全てを満たす必要がある)

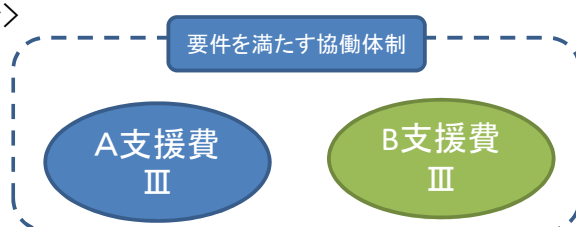
(1)協働する全ての事業所が、同一市町村に所在すること(又は圏域の地域生活支援拠点(市町村承認及び運営規定記載)等に位置づいていること)

(2)協働する事業所間で協定を締結していること

(3)協定を締結した事業所間で月1回の体制要件の確認を行うこと

(4)原則全職員が参加するケース会議等を月2回以上共同開催すること

＜イメージ＞



A、Bそれぞれの事業所で支援費I算定可

話題提供③－1（研修修了者就業状況調査）

令和2年度相談支援従事者初任者研修修了者の就業状況調査結果について（神奈川県）

No.	市町村名	初任者研修修了者数 (人) a	回答者数 (人) b+c	就業あり						就業なし						
				就業者数 (人) b	月平均 計画 作成 件数	業務状況		従事割合 (常勤換算)	就業率 (%) b/a	非就業者 数(人) c	種別	就業できない理由 (任意回答)	就業予 定あり	就業予 定なし	今後就業できるための要件 (複数回答あり)	
						有	無									
1	横浜市	59	35	24	6.4	11	13	0.59	41%	11	法人	他の業務に従事しているため	7	3	事業所の開設	1
											個人	法人が相談支援事業の指定をまだ受けていないため 転居の可能性があるため			法人内の人員の増加	1
2	川崎市	65	29	8	2.5	5	3	0.6	12%	21	法人	相談支援事業を開設する予定が遅れているため 他の業務に従事しているため 法人が相談支援事業を見送ったため 計画相談を必要とするケースがなかったため	14	7	事業所の開設	3
											個人	病気のため 退職したため			勤務条件(勤務時間、負担等)	3
3	相模原市	19	18	8	5.5	6	2	0.52	42%	10	法人	他の業務に従事しているため 法人の都合	9	1	経験年数	2
											その他	経験年数が不足しているため 近日中に就業予定			現在の業務の後任	2
4	横須賀市	13	13	3	5.7	1	2	0.70	23%	10	法人	法人の人事の都合 相談支援事業を就労継続B型事業と兼務することが人的 金銭がたがいないため 法人として相談事業を行うまでの体力がないため	9	1	法人内の人事異動	7
											個人	退職したため			法人内の人員の増加	1
計		241	174	81		46	35		34%	89			68	22		62

(※平塚市：相談補助業務をおこなっている者が就業ありと回答していたため、非就業者数との数字の差があり。非就業者数+1)